

## 公益社団法人岩手県猟友会 青年部規約

(目的)

**第1条** 公益社団法人岩手県猟友会定款第4条第2号に規定する「鳥獣の捕獲の担い手確保、育成に関する事業」を円滑にするため、青年部の組織及び事業について必要な事項を定め、もって青年部の円滑な運営を図ることを目的とする。

(名称)

**第2条** この組織は、公益社団法人岩手県猟友会青年部と称する。

(事務局)

**第3条** 青年部の事務局は、公益社団法人岩手県猟友会事務局に置く。

(事業)

**第4条** 青年部は、次世代を担う若手狩猟者の交流と親睦を通じて、狩猟技術の向上、鳥獣の捕獲の担い手を育成すると共に狩猟文化の継承と発展を図るため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための事業
- (2) 狩猟等の技術向上を図るための各種交流会等の開催
- (3) 公益社団法人岩手県猟友会の事業に対する協力及び意見の具申
- (4) これから狩猟免許を取得しようとする者向けの講習会、勉強会等の開催
- (5) その他、目的を達成するために必要であると認められる事業

(部員の資格)

**第5条** 青年部の部員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人岩手県猟友会に所属する者のうち、当該年度開始日において50歳に達しない者
- (2) その他、青年部の運営に資する者で、青年部の役員が必要と認めた者を顧問とする

(会議)

**第6条** 青年部の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

**第7条** 青年部の総会は、全ての部員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(1) 通常総会は、毎事業年度が終了してから3か月以内に部長が招集する。

(2) 臨時総会は、部長が必要と判断した時に、幹事会に諮ったうえで招集する。

(議決)

**第8条** 青年部の総会及び幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否が同数の場合は、議長がこれを決定する。

(役員)

**第9条** 青年部の役員の定数は、次のとおりとする。

(1) 部長 1名

(2) 副部長 2名以内

(3) 幹事 若干名

(4) 監事 2名以内

(5) 事務局長(事務局) 1名(若干名)

(6) 会計 1名

(役員を選任)

**第10条** 青年部の役員は、青年部の総会において選任する。

(役員職務)

**第11条** 青年部の役員は、次のとおりとする。

(1) 部長は、青年部を代表し会務を総括する。

(2) 副部長は、部長を補佐し、必要に応じて部長の職務を代理する。

(3) 幹事は、業務を執行する。

(4) 監事は会計を監査し、青年部の総会においてその結果を報告する。

(5) 事務局長は、会の運営に必要な事務を執行する。

(6) 会計は、会の運営に必要な経理事務を執行する。

(役員任期)

**第12条** 青年部の役員任期は2年とし、任期満了年度の通常総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。また、任期満了前に満50歳に達した場合は、任

期満了時までその任に当たるものとする。

2 補充のために選任された青年部の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会)

**第 1 3 条** 幹事会は、部長、副部長、幹事をもって構成する。

(部会及び委員会)

**第 1 4 条** 幹事会の決議により、青年部に部会及び委員会を設置することができる。

(会計)

**第 1 5 条** 部員は、その事業活動に生じる費用に充てるため、総会において決議する費用を支払わなければならない。

(1) 青年部は、その行う事業の費用に充てるため、会費を徴収することが出来る。

(2) 前項の会費の額、その徴収の時期、徴収の方法その他必要な事項は、青年部総会で定める。

(事業年度)

**第 1 6 条** 青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(その他)

**第 1 7 条** この規約に定めのない事項であって、緊急かつ必要な事項は、幹事会で決定する。

付則 この会則は平成28年 3月 6日より施行する

平成29年 5月14日 第9条(6)第11条(6)追加

平成30年 5月13日 第5条(2)第9条(5)変更